

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 退職した年の住民税

Q：私は、去年、会社を結婚退職しました。会社に勤めていたときに、毎月の給料からは所得税だけでなく住民税も徴収されていましたが、今年になって住民税の通知がきました。どうしてでしょうか。

A：住民税は前年の所得をベースに課税されるため、1年遅れでやってきます。

### 【解説】

住民税とは、市町村民税と道府県民税とを総称したもので、その人の前年の所得に応じてかかる「所得割」と、所得に関係なく定額でかかる「均等割」の合計額を納めることとなります。

給料袋の支払明細書では、所得税と住民税がいわばセットの形で差し引かれていますが、両者には少し違いがあります。

所得税額は給料が支払われているその年の税額そのものの一部で、いわば税金の先払いともいえるものです。

一方、住民税額は前年の所得に対する税金の後払い分なのです。つまり、前年1月から12月までの1年間の所得に対する住民税が、今年の6月分の給料から来年5月分までにわたって、ほぼ均等に割り振って毎月徴収されているのです。

ご質問の場合、去年会社に勤めていたときの所得をベースに計算した住民税を、今年納めることとなります。

